第１０章　都市の魅力向上を目指す取組

都市の魅力向上を目指し、第６章から第９章までの取組を横断して行う眺望、夜間景観、雪・冬季の景観に関する取組について示します。

第１０章　都市の魅力向上を目指す取組

この章では、都市の魅力向上を目指し、「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」に関する取組について示します。これらの取組は、第６章から第９章までの取組を横断的に行います。

１０－１　「眺望」の魅力向上を目指す取組

札幌には、市街地全体を見晴らすことができる山地などの標高の高い場所、河川と街並みなどを見晴らすことができる河川に架かる橋、建築物が立ち並ぶ街並みを見通すことができる通りや交差点など、まちの全体像や特徴をつかむことができる場所があります。まちの歴史やまちづくりが視覚的に感じられる、こうした場所からの眺望の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います（下表）。

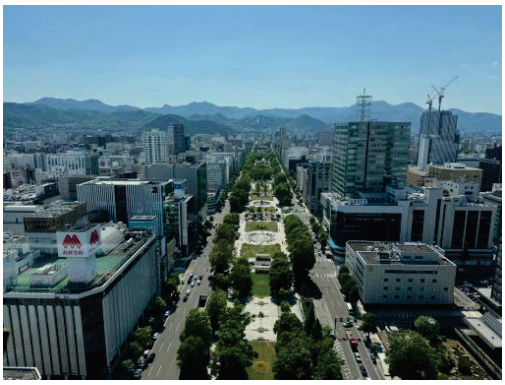
「景観配慮・創出に向けた誘導」を行う眺望（「景観形成の対象とする眺望」）は、市民や札幌を訪れる人々などから札幌の眺望として広く内外に認識されているものから設定します。また、その中でも、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められ重点的に誘導に取り組む眺望を「重点眺望」として設定します。

「景観形成の対象とする眺望」と「重点眺望」は下表のとおりとします（景観形成の対象とする眺望・重点眺望の視点場と範囲の目安は別紙４に記載）。

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙１－３）に眺望に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
	②「景観形成の対象とする眺望」のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められる「重点眺望」を魅力あるものとするため、景観プレ・アドバイス制度を活用した誘導を行います。
普及啓発	③活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる眺望や、愛着や誇りが持てる眺望を登録し、普及啓発を行います。

景観形成の対象とする眺望一覧

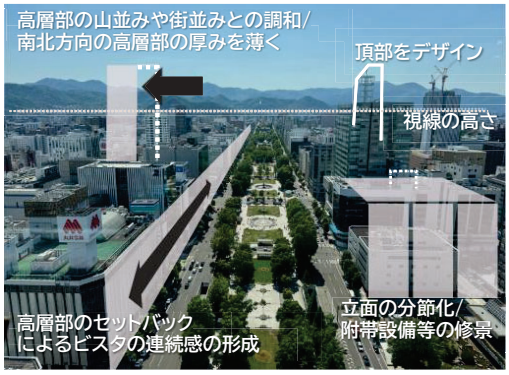
見晴らし景	さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望	**重点眺望**
	大倉山展望台から東方向の眺望	
	豊平川に架かる橋からの眺望	
見通し景	大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望	**重点眺望**
	創成川通（第３次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲）の南北方向の眺望	
	北３条通（第３次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所）から西方向の眺望	
囲み景	定山渓大橋からの眺望（定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通）	



さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望



大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望



誘導イメージ



誘導イメージ

図 10-1 重点眺望と重点眺望の誘導イメージ

１０－２ 「夜間景観」の魅力向上を目指す取組

札幌には、市街地全体の夜景を一望できる展望台などの標高の高い場所、街路灯や建築物から漏れ出る光などによる夜景を見通せる通りや交差点、イベントの夜景に親しめる場所など、夜間のまちの全体像や特徴をつかむことができる場所があります。昼と異なる魅力があるこれらの場所からの夜間景観の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙１－３）に夜間景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
	②夜間景観の創出に向けた考え方や優良な取組事例などを示すガイドラインの策定を検討します。
普及啓発	③活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる夜間景観や、愛着や誇りが持てる夜間景観を登録し、普及啓発を行います。
	④夜間景観の創出に資するイベントやライトアップなどに対して支援を行います。

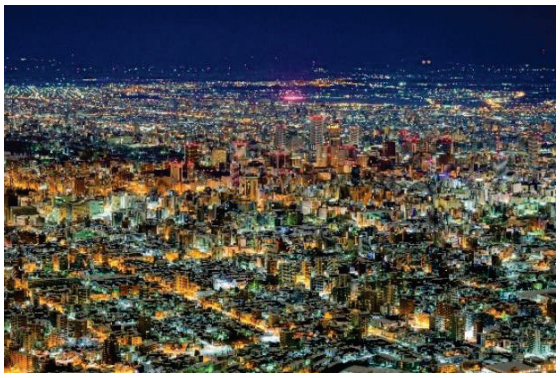


図 10-2 藻岩山展望台から市街地を望む夜間景観



図 10-3 建築物から漏れ出る光などによる夜間景観

１０－３ 「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組

冬の札幌には、イルミネーションにより演出された街路樹、積雪後の未踏の雪景色、大通公園に巨大な雪像が現れる雪まつりなど、他の季節とは異なる要素が見られます。雪に親しんでいる札幌らしい雪・冬季の景観の魅力が高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を行います。

	内容
景観配慮・創出に向けた誘導	①良好な景観形成のための行為の制限である景観形成基準（別紙１－３）に雪・冬季の景観に関する基準を定め、届出・協議による誘導を行います。
普及啓発	②活用促進景観資源（愛称：景観の種）の制度を活用し、地域固有の歴史が感じられる雪・冬季の景観や、愛着や誇りが持てる雪・冬季の景観を登録し、普及啓発を行います。
	③雪・冬季の景観の創出に資する活動やイベントなどに対して支援を行います。



図 10-4 北３条広場と北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）を望む雪・冬季の景観



図 10-5 大通公園とさっぽろテレビ塔